

# 令和4年度 福井県臨時的任用職員募集のお知らせ

受付期間 令和4年7月29日（金）から令和4年8月18日（木）まで<必着>  
選考日 令和4年8月22日（月）

令和4年7月29日

福井県嶺南振興局敦賀児童相談所  
〒914-0074 敦賀市角鹿町1-32  
電話 0770-22-0858

令和4年9月以降、福井県嶺南振興局敦賀児童相談所に勤務する臨時的任用職員を募集します。

## （主な職務内容）

- ・保護児童の生活指導、学習指導、保育
- ・その他これに関する業務

今回募集する臨時的任用職員は、期限付きで採用するものです。勤務期間は概ね6か月ごとに任期を更新し、最長で1年程度となります。

ただし、勤務実績等により更新できない場合があるほか職員の休業期間の短縮や人事異動に伴う欠員の解消等により退職いただく場合があります。

## 1 採用職種および勤務場所等

職種	勤務場所	勤務期間	募集人数
保育士	福井県嶺南振興局敦賀児童相談所 (敦賀市角鹿町1-32)	令和4年9月以降から 令和5年3月まで	1名

## 2 応募資格

次の（1）から（3）のいずれにも該当する者

- （1）児童福祉法第18条の18に規定する保育士登録簿に登録されている者
- （2）地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- （3）普通自動車運転免許を有する者

## 3 選考考査

試験内容 口述試験（受験者の職務遂行能力等について、個別面接を行います。）  
試験日程 令和4年8月22日（月）（試験開始時刻は、改めてご連絡します。）  
試験会場 福井県嶺南振興局敦賀児童相談所（敦賀市角鹿町1-32）  
・受験票は発行しません。  
・試験当日は、指定の時刻までに試験会場へお越しください。

## 4 合否通知

試験終了後速やかに合否を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。なお、採用後に、採用理由が消滅した場合（臨時的任用職員が必要とされなくなった場合）には退職していただくこととなります。

## 5 勤務条件

勤務日 月曜日から金曜日まで（月1～2回の土曜日、日曜日および祝日の日直有）  
勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（週1回の宿直有り）  
給料 短大（修学年数2年）卒の場合 169,800円（月額）  
※令和4年4月1日現在  
※なお、職歴等のある方については、一定の基準で算出された額が加算される場合があります。  
諸手当 通勤手当、期末・勤勉手当等を任用期間に応じて支給します。

## 6 申込手続

別紙の「臨時的任用職員申込書」に必要事項を記入の上、「2 応募資格」の（1）の任用資格を有することを証するもの（最終学歴の学校卒業（終了）証明書または資格証の写し）を添付し、福井県嶺南振興局敦賀児童相談所まで持参または郵送（書留）してください。

申込書等を郵送する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員申込み」と朱書きしてください。

（郵送先）〒914-0074 敦賀市角鹿町1-32 福井県嶺南振興局敦賀児童相談所 総務課 TEL 0770-22-0858
--

## 7 申込受付期間

令和4年7月29日（金）から令和4年8月18日（木）まで＜必着＞  
午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日は除く。）  
（郵送の場合は、必ず書留郵便とし、令和4年8月18日（木）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けます。）

## 8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例の規定に基づき、書面で開示（本開示）を請求することができるほか、次の手続により口頭で開示（簡易開示）を請求することができます。

### （1）開示の内容等

口頭で開示を請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者本人	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	敦賀市角鹿町1-32 福井県嶺南振興局敦賀児童相談所 総務課

### （2）口頭による開示請求の手続き

開示請求に当たっては、以下のいずれかの書類を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人（代理人は不可）が直接、福井県嶺南振興局敦賀児童相談所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は受け付けておりません。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ① 運転免許証        | ④ 日本国旅券（パスポート） |
| ② 各種健康保険の被保険者証 | ⑤ 各種年金手帳等      |
| ③ 個人番号カード      |                |

※環境への配慮から来所に際しては、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。  
また、車を利用するに当たってはアイドリングストップなどエコ運転にご協力ください。